

協議第28号 地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて提出する

平成16年 7月22日 提出

修正部分

菊池北部四市町村合併協議会会長 松岡 一 俊

地方税の取扱いについて

1. 地方税の取扱いについて、1市2町1村で差異のないものは現行のとおりとする。
2. 1市2町1村で差異のあるものは、次のとおりとする。
 - (1) 個人市町村民税
 - ア 減免については、菊池市の例により合併時から統一する。
 - イ 納期については、七城町、旭志村及び泗水町の例により合併時から統一する。
 - (2) 法人市町村民税
 - 税率については、菊池市の例による。
 - ただし、税率の統一については、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、合併の日の属する年度から平成17年度までは不均一課税とし、平成18年度から統一する。
 - (3) 固定資産税
 - ア **税率の統一については、新市において速やかに財政状況等を勘案し決定する。**
なお、税率の統一までの期間については、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し不均一課税とし、1市2町1村の現行の税率とする。
 - イ 減免、課税免除及び不均一課税については、菊池市の例により合併時から統一する。
 - ウ 納期については、菊池市及び泗水町の例により合併時から統一する。
 - エ 菊池市及び旭志村の地籍調査後の課税地積については、合併までに調整する。
 - (4) 軽自動車税
 - 税率及び納期については、七城町、旭志村及び泗水町の例により合併時から統一する。
 - (5) 入湯税
 - ア 税率については、七城町の例により合併時から統一する。
 - イ 課税免除については、合併までに調整する。
 - (6) 特別土地保有税
 - 免税点については、合併時から5,000㎡とする。

なお、法令の改定等が行われた場合は、改定内容を優先する。

平成16年 7月22日 確認

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目		地方税の取扱い		関係項目		個人市町村民税		
調整の内容		(1) 個人市町村民税 ア 減免については、菊池市の例により合併時から統一する。 イ 納期については、七城町、旭志村及び泗水町の例により合併時から統一する。						
		現 況						
市町村名		菊池市	七城町	旭志村	泗水町			
市町村別内容	納税義務者		市(町・村)内に住所を有する個人					
			市(町・村)内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市(町)内に住所を有しない者					
	非課税の範囲		生活保護法の規定による生活扶助を受けている者					
			障害者、未成年者、老年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が125万円を越える場合を除く。)					
			均等割：合計所得金額が、控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数 × 280,000円 + 192,000円 以下である者					
			所得割：合計所得金額が、控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数 × 350,000円 以下である者 (その者が控除対象配偶者及び扶養親族を有する場合には、当該金額に360,000円を加算した金額)					
	賦課期日		当該年度の初日の属する年の1月1日					
	税率	均等割		年額 3,000円				
		所得割	所得200万円以下：100分の3					
			所得700万円以下：100分の8					
			所得700万円超：100分の10					
	減免		生活保護法の規定による保護を受ける者					
		当該年において所得が皆無となったため、生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者						
		学生及び生徒						
		災害により著しい損害を受けた者(菊池市税の災害による減免基準に関する規則)						
納期	普通徴収	第1期	6月1日～同月30日		6月1日～同月30日			
		第2期	8月1日～同月31日		8月1日～同月31日			
		第3期	10月1日～同月31日		10月1日～同月31日			
		第4期	翌年1月1日～同月31日		12月1日～同月25日			
	特別徴収		6月～翌年3月、4月～5月(次年度繰越) 月割額を徴収した月の翌月10日まで					
《参考》		均等割の税率(地方税法第310条)			改正後		年額 3,000円	
		(1) 人口50万人以上の市			年額3,000円			
		(2) 人口5万人以上50万人未満の市			年額2,500円			
		(3) (1)及び(2)の市以外の市並びに町村			年額2,000円			

協議第28号 地方税の取扱いについて 参考資料

先進協議会の調整方針

合併協議会名	合併期日(予定)	協議項目名	調整方針	参考
玉名地域 1市8町合併協議会	H17.1.17	地方税の取扱いについて	<p>1 個人市民税の納税義務者については、現行のとおりとする。 税率については、所得割は現行のとおりとし、均等割は地方税法第310条、第318条及び第8条の2の規定に基づき、合併する日の属する年度及び平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度以降は年額2,500円とする。 普通徴収の方法による納期については、地方税法第320条の規定に基づき、6月、8月、10月、翌年1月とし、特別徴収は現行のとおりとする。</p>	
			<p>2 法人市民税の納税義務者については、現行のとおりとする。 税率については、地方税法第312条第2項及び第314条の6第1項の規定に基づき、均等割・法人税割共に制限税率とする。 ただし、合併の日の属する年度及びこれに続く5年度間は、合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、それぞれの旧市町の例により不均一課税とする。</p>	
			<p>3 固定資産税の納税義務者・税率・免税点については、現行のとおりとする。 納期については、地方税法第362条第1項ただし書きの規定に基づき、5月、9月、12月、翌年2月とする。</p>	<p>税率： 1市8町すべて 100分の1.4</p>
			<p>4 軽自動車税の納税義務者・納期については現行のとおりとする。 税率については、地方税法第444条の規定に基づき、標準税率とする。 ただし、小型特殊自動車は現行のとおりとする。 また、標識のき損等にかかわる弁償金については、玉名市、玉東町、長洲町の例による。</p>	<p>標識のき損等にかかる弁償金： 玉名市、玉東町、 長洲町 300円</p>
			<p>5 市町村たばこ税については、現行のとおりとする。</p>	
			<p>6 鉱産税については現行のとおりとする。</p>	
			<p>7 特別土地保有税については、徴収猶予等は新市に引き継ぐ。</p>	
			<p>8 入湯税の納税義務者については、現行のとおりとする。 税率・申告納付期限については、玉名市の例による。 ただし、合併する日の属する年度については、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、それぞれの旧市町村の例により不均一課税とする。</p>	<p>税率：玉名市の例 宿泊：150円 宿泊しない場合： 30円</p>
			<p>9 都市計画税の納税義務者・課税標準・税率については、当分の間現行のとおりとする。 納期については、固定資産税の納期と同様とする。</p>	

協議第28号 地方税の取扱いについて 参考資料

先進協議会の調整方針

合併協議会名	合併期日(予定)	協議項目名	調整方針	参考
鹿 本 地 域 合 併 協 議 会	平成17.1.15	地方税の取扱いについて	1 地方税について、1市4町で差異のないものは、現行のとおりとする。 ただし、個人市町村民税の均等割の税率については、平成18年度から地方税法第310条規定により年額2,500円とする。	
			2 1市4町で差異のあるものは次のとおりとする。	
			(1) 個人市町村民税 ア 減免については、山鹿市、鹿北町及び菊鹿町の例により合併時から統一する。 イ 納期については、山鹿市、鹿北町及び鹿央町の例により合併時から統一する。	
			(2) 法人市町村民税 ア 税率については、山鹿市の例による。 ただし、税率の統一については、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、合併の日の属する年度から平成19年度までは不均一課税とし、平成20年度から統一する。 イ 減免については、山鹿市の例により合併時から統一する。	税率：山鹿市の例 均等割及び法人税割 ともに制限税率
			(3) 固定資産税 ア 減免については、山鹿市、鹿本町及び鹿央町の例により合併時から統一する。 イ 納期については、山鹿市及び鹿央町の例により平成17年度から統一する。 ウ 誘致企業等の課税免除及び不均一課税制度については、合併までに調整する。	税率： 1市4町すべて 100分の1.4
			(4) 軽自動車税 ア 減免については、鹿北町及び菊鹿町の例により合併時から統一する。 イ 納期については、山鹿市、鹿北町、菊鹿町及び鹿本町の例により合併時から統一する。	
			(5) 特別土地保有税 免税点については、合併時から5,000㎡とする。	
			(6) 入湯税 ア 課税免除については、合併までに調整する。 イ 税率については、山鹿市、菊鹿町及び鹿本町の例による。 ただし、税率の統一については、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、合併の日の属する年度は1市4町の例による不均一課税とし、平成17年度から統一する。	税率：山鹿市、菊鹿町、 鹿本町の例 宿泊：150円 日帰り：70円 家族湯：30円
(7) 都市計画税 現行を基本に新市に引き継ぐ。	税率： 山鹿市のみ100分の0.3			

協議第28号 地方税の取扱いについて 参考資料

菊 池 市

(土地に対する固定資産税の減免)

第4条 市長は、災害により被害を受けた農地又は宅地が流失、水没、埋没又は崩壊等により作付不能又は使用不能となった場合においては、当該農地又は宅地に対して課する当該年度分の固定資産税額のうち災害を受けた日以後の納期に係る税額について、次に掲げる区分に従い、当該税額を乗じて得た額を軽減し、又は免除する。

損 害 の 程 度	軽減又は免除の割合
被害面積が当該土地の面積の10分の8以上であるとき	10分の10
被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき	10分の8
被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき	10分の6
被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき	10分の4

2 市長は、災害により被害を受けた農地及び宅地以外の土地に係る当該年度分の固定資産税については、前項の規定に準じて、その税額を軽減し、又は免除する。

(家屋に対する固定資産税の減免)

第5条 市長は、災害により被害を受けた家屋については、当該家屋に対して課する当該年度分の固定資産税額のうち、災害を受けた日以後の納期に係る税額について、次に掲げる区分に従い、当該税額を乗じて得た額を軽減し、又は免除する。

損 害 の 程 度	軽減又は免除の割合
全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき又は復旧不能のとき	10分の10
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき	10分の8
屋根、内装、外装、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	10分の6
下壁、畳等に損傷を受け居住又は使用目的を損じ、修理又は取替を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4

(償却資産に対する固定資産税の減免)

第6条 市長は、災害により被害を受けた償却資産については、当該償却資産に対して課する当該年度分の固定資産税額のうち、災害を受けた日以後の納期に係る税額を前条の規定の例によって軽減し、又は免除する。ただし、他の市町村の区域にわたり償却資産を所有する法人については、その所有する全償却資産に係る被害率等を勘案のうえ必要と認められる限度において軽減し、又は免除するものとする。

(特別土地保有税の減免)

第7条 市長は、災害により被害を受けた土地に対して課する当該年度分の特別土地保有税のうち災害を受けた日以後の納期に係る税額について、第4条の規定の例によって軽減し、又は免除する。

(国民健康保険税の減免)

第8条 市長は、災害により被害を受けた納税義務者が納付すべき当該年度分の国民健康保険税のうち、災害を受けた日以後の納期に係る税額について、第3条の規定の例によって軽減し、又は免除する。

(減免の申請)

第9条 市税の減免を受けようとする者は、市民税、国民健康保険税に関しては様式第1号、固定資産税に関しては様式第2号、特別土地保有税に関しては様式第3号により、市長に減免申請書を提出しなければならない。

第10条以下省略

協議第28号 地方税の取扱いについて 参考資料

菊池市

菊池市税の災害による減免基準に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、菊池市税賦課徴収条例(昭和32年条例第22号)第51条第1項第5号、第71条第1項第3号、第139条の2第1項第2号及び菊池市国民健康保険税条例(昭和32年条例第4号)第16条第1項の規定に基づき、市税の災害減免の基準について定めることを目的とする。

(災害の範囲)

第2条 この規則において「災害」とは、震災、風水害、落雷、火災、冷害、凍霜害、雪害、干害その他自然現象の異変による災害並びに火薬及びガス類の爆発その他人為による異状な災害及び害虫、害鳥獣その他生物による異状な災害をいう。

(市民税の減免)

第3条 市長は、個人の市民税の納税義務者が災害により次の事由に該当することとなった場合においては、当該納税者の市民税のうち災害を受けた日以後の納期に係る税額(特別徴収に係るものにあつては、その日の属する月の翌月以後において徴収すべき税額とする。)について当該税額に次に掲げる率を乗じて得た額を軽減し、又は免除する。

(1) 死亡した場合 10分の10

(2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活扶助を受けることとなった場合 10分の10

(3) 障害者(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第292条第1項第9号に規定する障害者をいう。)となった場合 10分の9

2 市長は、災害により納税義務者(法第292条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族を含む。)の所有に係る住宅又は家財について災害により受けた損害の金額(保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。)が、その住宅又は家財の価格の10分の3以上であるもので、前年中の同項第13号に規定する合計所得金額(法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額(法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。)又は法附則第35条第1項に規定する課税短期譲渡所得金額(法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。)がある場合には、当該金額を含む。以下同じ。)が1,000万円以下であるものに対しては、当該納税義務者に対して課する当該年度分の税額のうち災害を受けた日以後の納期に係る税額について次に掲げる区分に従い、当該税額を乗じて得た額を軽減し、又は免除する。

合計所得金額\損害の程度	軽減又は免除の割合	
	10分の3以上10分の5未満のとき	10分の5以上のとき
500万円以下であるとき	10分の5	10分の10
750万円以下であるとき	10分の2.5	10分の5
750万円を超えるとき	10分の1.25	10分の2.5

3 市長は、災害によりその年中において収穫すべき農産物について生じた減収による損失額の合計額(農産物の減収価額から農業災害補償法(昭和22年法律第185号)によって支払われるべき農産物共済金額を控除した金額)が平年における当該農産物による収入額の合計額の10分の3以上であるもので、前年中における法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が1,000万円以下であるもの(当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が400万円を超えるものを除く。)に対しては、当該納税義務者に対して課する市民税の所得割額(当該年度分の市民税所得割の額を、前年中における農業所得の金額と農業所得以外の金額とに按分して得た額)のうち災害を受けた日以後の納期に係る税額について、次に掲げる区分に従い、当該税額を乗じて得た額を軽減し、又は免除する。

合計所得金額	軽減又は免除の割合
300万円以下であるとき	10分の10
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
750万円を超えるとき	10分の2

減免規則等

協議第28号 地方税の取扱いについて 参考資料

	菊池市	七城町	旭志村	泗水町
減免規則等	<p>菊池市畜産堆肥化施設等に係る固定資産税の減免に関する規則 (趣旨) 第1条 この規則は、菊池市税賦課徴収条例(昭和32年条例第22号)第71条第1項第4号の規定に基づき、畜産堆肥化施設等に係る固定資産税の減免について必要な事項を定めるものとする。 (用語の意義) 第2条 この規則において、畜産堆肥化施設等とは、畜産業を営む者が家畜の糞尿を堆肥化するための家屋、機械及び装置(以下「施設等」という。)で、公害防止に寄与するものをいう。 (減免額等) 第3条 減免する固定資産税の額は、前条に規定する施設等に係る固定資産税について、新たに課税されることとなった年度分から5年度分に限り100分の50とする。 2 前項の規定は、地方税法第349条の3第4項及び同法附則第15条第47項に該当する場合、並びに畜産堆肥生産販売を専業とする者の施設等については適用しない。 (申請) 第4条 この規則により減免を受けようとする者は、菊池市税賦課徴収条例第71条第2項の規定により減免申請書を市長に提出しなければならない。 第5条以下省略</p>		<p>旭志村畜産堆肥処理施設等に係る固定資産税の減免に関する規則 (趣旨) 第1条 この規則は、旭志村税条例(昭和37年旭志村条例第14号)第71条第1項第4号の規定に基づき、畜産処理堆肥施設等に係る固定資産税についての減免額を定めるものとする。 (用語の意義) 第2条 この規則において、畜産堆肥処理施設とは、畜産の糞尿による堆肥を生産する家屋、機械及び装置(以下「施設等」という。)で、公害防止に寄与するものをいう。 (固定資産税の軽減額) 第3条 減免する固定資産税の額は、前条に規定する施設等に該当する固定資産税に限り、新たに課税されることとなった年度分から5年間分を100分の50とする。 2前項の規定は、地方税法第349条の3第4項及び本法附則第15条第48項の規程に該当する場合及び畜産堆肥処理を専業とするものの施設等については、適用しない。 (申請) 第4条 この規則により、固定資産税の減免を受けようとするものは、畜産処理施設等に係る固定資産税の減免申請書(別記第1号様式)を提出しなければならない。 第5条以下省略</p>	<p>畜産堆肥処理施設にかかる固定資産税の軽減に関する規則 (趣旨) 第1条 この規則は、泗水町税条例(昭和37年泗水町条例第16号)第72条第1項第4号の規定に基づき、畜産堆肥処理施設に係る固定資産税についての軽減額を定めるものとする。 (用語の意義) 第2条 この規則において、畜産堆肥処理施設とは、畜産の糞尿による堆肥を生産する施設で家屋、機械及び装置で、その取得価格が200万円以上のものをいう。 (固定資産税の軽減額) 第3条 軽減する固定資産税の額は、新たに課税されることとなった年度分から5年間分の固定資産税に限り100分の50とする。 附則以下省略</p>

協議第28号 地方税の取扱いについて 参考資料

	菊池市	七城町	旭志村	泗水町
<p>誘致企業等の課税免除又は不均一課税</p>	<p>2 前項の規定の適用がある固定資産を所有する者は、毎年1月1日現在における当該固定資産について、同項に該当する事実を証する書類を添え、1月31日までに、その旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>3 固定資産税を滞納し、若しくは市税に関する申告又は納付(納入)が著しく不良であると認められるときは、市長は、当該登録建物に対する固定資産税及び新たに登録された建物に対して課する固定資産税について、第1項の規定を適用しないものとする。</p> <p>*前条の規定 (固定資産税の税率)</p> <p>第62条 固定資産税の税率は、100分の1.6とする。</p>			

協議第28号 地方税の取扱いについて 参考資料

	菊池市	七城町	旭志村	泗水町
誘致企業等の課税免除又は不均一課税	<p>3 第1項の指定を受けようとする者は、規則の定めるところにより適用工場指定申請書に関係書類を添え、市長に提出しなければならない。</p> <p>(固定資産税の免除)</p> <p>第4条 前条第1項の適用工場として指定された者に対しては、菊池市税賦課徴収条例(昭和32年条例第22号)にかかわらず、平成14年改正法附則第7条第7項又は第23条第10項の規定によりなおその効力を有することとされる旧租税特別措置法第12条第1項又は第45条第1項の規定の適用を受ける家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(低開発地域工業開発促進法(昭和36年法律第216号)第2条第1項の規定による低開発地域工業開発地区及び農村地域工業等導入促進法(昭和46年法律第112号)第2条第1項の規定による農村地域工業等導入地区において取得したものに限り、かつ、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合に限る。)について固定資産税を課税しない。ただし、課税しない措置がされた最初の年度以降3箇年度のものに限る。</p> <p>2 前項の規定の適用を受けようとする者は、規則に定めるところにより、課税免除の申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>第5条以下省略</p> <p>(不均一課税による固定資産税の税率)</p> <p>第62条の2 *前条の規定にかかわらず、国際観光ホテル整備法(昭和24年法律第279号)第3条又は第18条第1項の規定により登録を受けた登録ホテル業及び登録旅館業の用に供する建物については、新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度間に限り、100分の0.9とする。</p>	<p>(固定資産税の免除)</p> <p>第4条 前条第1項の適用工場として指定された者に対しては七城町税条例(昭和40年七城町条例第11号)の規程にかかわらず平成14年改正法附則第7条第7項又は第23条第10項の規定によりなおその効力を有することとされる旧租税特別措置法第12条又は第45条第1項の規定の適用を受ける家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(低開発地域工業開発促進法(昭和36年法律第26号)第2条第1項の規定による低開発地域工業開発地区の指定の日以後において取得したものに限り、かつ土地についてはその取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合に限る。)について、固定資産税を課税しない。ただし、課税しない措置がされた最初の年度以降3箇年度のものに限る。</p> <p>2. 前項の規定の適用を受けようとする者は、規則に定めるところにより課税免除の申請書を町長に提出しなければならない。</p> <p>第5条以下省略</p>	<p>(固定資産税の免除)</p> <p>第4条前条第1項の適用工場として指定された者に対しては、旭志村税条例(昭和37年旭志村条例第14号)にかかわらず租税特別措置法の一部を改正する法律附則第7条第7項又は第23条第10項の規定によりなおその効力を有することとされる平成14年改正法による改正前の租税特別措置法第12条第1項又は第45条第1項の規定の適用を受ける家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(低開発地域工業開発促進法(昭和36年法律第216号)第2条第1項の規定による低開発地域工業開発地区の指定の日以後において取得したものに限り、かつその取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋建設の着手があった場合に限る。)について、固定資産税を課税しない。ただし、課税しない措置がされた最初の年度以降3箇年度のものに限る。</p> <p>2前項の規定の適用を受けようとする者は、規則に定めるところにより、課税免除の申請書を村長に提出しなければならない。</p> <p>第5条以下省略</p>	<p>(固定資産税の免除)</p> <p>第4条 前条第1項の適用工場として指定された者に対しては泗水町税条例(昭和37年泗水町条例第16号)にかかわらず平成14年改正法附則第7条第7項又は第23条第10項の規定によりなおその効力を有することとされる旧租税特別措置法第12条第1項又は第45条第1項の規定の適用を受ける家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(低開発地域工業開発促進法(昭和36年法律第216号)第2条第1項の規定による低開発地域工業開発地区の指定の日以後において取得したものに限り、かつその取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合に限る。)について、固定資産税を課税しない。ただし、課税しない措置がされた最初の年度以降3箇年度のものに限る。</p> <p>2. 前項の規定の適用を受けようとする者は、規則に定めるところにより課税免除の申請書を町長に提出しなければならない。</p> <p>第5条以下略</p>

協議第28号 地方税の取扱いについて 参考資料

	菊池市	七城町	旭志村	泗水町
誘致企業等の課税免除又は不均一課税	<p>菊池市工場設置奨励条例</p> <p>(目的) 第1条 この条例は、菊池市における工鉱業等の開発を促進するため菊池市内に工場を新設し、又は増設する者に対し、市税の課税免除又は便宜の供与を行い、もって本市産業の振興を図ることを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この条例において「工場」とは、営利を目的として、物品の製造、加工若しくは修理をする施設(日本標準産業分類(昭和26年統計委員会告示第6号)に掲げる製造の用に供する施設をいう。)、ガスの製造及び発電に係る設備又は道路貨物運送業、倉庫業、こん包業若しくは卸売業の用に供する設備をいう。</p> <p>(工場の指定) 第3条 市長は新設し、又は増設しようとする工場が、租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成14年法律第15号。以下「平成14年改正法」という。)附則第7条第7項又は第23条第10項の規定によりなおその効力を有することとされる平成14年改正法による改正前の租税特別措置法(以下「旧租税特別措置法」という。)第12条第1項又は第45条第1項の適用を受ける設備を設置する工場であって、かつ、第1条の目的を達成するため必要があると認めるときは当該工場をこの条例を適用する工場(以下「適用工場」という。)として指定する。 2 市長は、次の各号に該当するときに限り、前項の指定をするものとする。 (1) 工場が公害を発生するおそれのないもの又は公害発生の防止に必要な措置を講じているものであること。 (2) 工場の立地が当該地域の土地利用計画に適合するものであること。</p>	<p>七城町工場設置奨励条例</p> <p>(目的) 第1条この条例は七城町における工鉱業の開発を促進するため七城町に工場を新設し又は増設する者に対し、町税の課税免除又は便宜の供与を行ないもって本町産業の振興を図ることを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条この条例において「工場」とは、営利を目的として物品の製造、加工若しくは修理をする施設(日本標準産業分類(昭和26年統計委員会告示第6号)に掲げる製造の用に供する施設をいう。)ガス製造若しくは発電に係る設備をいう。</p> <p>(工場の指定) 第3条七城町長は新設し、又は増設しようとする工場が、租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成14年法律第15号以下「平成14年改正法」という。)附則第7条第7項又は第23条第10項の規定によりなおその効力を有することとされる平成14年改正法による改正前の租税特別措置法(以下「旧租税特別措置法」という。)第12条又は第45条第1項の適用を受ける設備を設置する工場であって、かつ第1条の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該工場(以下「適用工場」という。)として指定する。 2前項の指定を受けようとする者は、規則の定めるところにより適用工場指定申請書に関係書類を添え町長に提出しなければならない。</p>	<p>旭志村工場設置奨励条例</p> <p>(目的) 第1条この条例は、旭志村における工鉱業の開発を促進するため、旭志村内に工場を新設し又は増設する者に対し、村税の課税免除又は便宜の供与を行ない、もって本村産業の振興を図ることを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条この条例において「工場」とは、営利を目的として物品の製造、加工若しくは修理をする施設(日本標準産業分類(昭和26年統計委員会告示第6号)に掲げる製造の用に供する施設をいう。)ガスの製造若しくは発電に係る設備をいう。</p> <p>(工場の指定) 第3条旭志村長は、新設し又は増設しようとする工場が、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成14年法律第15号)附則第7条第7項又は第23条第10項の規定によりなおその効力を有することとされる平成14年改正法による改正前の租税特別措置法第12条第1項又は第45条第1項の適用を受ける設備を設置する工場であって、かつ第1条の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該工場をこの条例を適用する工場(以下「適用工場」という。)として指定する。 2前項の指定を受けようとする者は、規則の定めるところにより適用工場指定申請書に関係書類を添え、村長に提出しなければならない。</p>	<p>泗水町工場設置奨励条例</p> <p>(目的) 第1条この条例は泗水町における工鉱業の開発を促進するため泗水町内に工場を新設し、又は増設する者に対し、税の課税免除又は便宜の供与を行ないもって本町産業の振興を図ることを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条この条例において「工場」とは、営利を目的として物品の製造、加工若しくは修理をする施設(日本標準産業分類(昭和26年統計委員会告示第6号)に掲げる製造の用に供する施設をいう。)、ガスの製造若しくは発電に係る設備をいう。</p> <p>(工場の指定) 第3条泗水町長は新設し、又は増設しようとする工場が、租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成14年法律第15号以下「平成14年改正法」という。)附則第7条第7項又は第23条第10項の規定によりなおその効力を有することとされる平成14年改正法による改正前の租税特別措置法(以下「旧租税特別措置法」という。)第12条第1項又は第45条第1項の適用を受ける設備を設置する工場であって、かつ第1条の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該工場をこの条例を適用する工場(以下「適用工場」という。)として指定する。 2前項の指定を受けようとする者は、規則の定めるところにより適用工場指定申請書に関係書類を添え町長に提出しなければならない。</p>

市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年三月二十九日法律第六号）

（地方税に関する特例）

十条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く五年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

2 合併関係市町村のいずれもが市町村の合併が行われた日の前日において地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百一条の三十一第一項第一号イ及びロに掲げる市以外の市又は町村であり、かつ、その人口（同号ハに規定する人口をいう。以下この項において同じ。）が三十万未満である場合であつて、当該市町村の合併が行われた日において合併市町村が人口三十万以上の市であるときは、当該合併市町村に対する同号ハの規定による指定は、当該市町村の合併が行われた日から起算して五年を経過する日までの間に行わないものとする。ただし、当該合併市町村の人口が、当該市町村の合併が行われた日の前日における合併関係市町村の人口の状況を勘案して政令で定めるところにより算定した人口以上となった場合は、この限りでない。

3 合併関係市町村のいずれかが市町村の合併が行われた日の前日において特定市町村（首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二条第一項に規定する首都圏、近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する近畿圏又は中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第二百二号）第二条第一項に規定する中部圏内にある指定都市及びその区域の全部又は一部が首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地若しくは同条第四項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域若しくは同条第四項に規定する近郊整備区域又は中部圏開発整備法第二条第三項に規定する都市整備区域内にある指定都市以外の市町村をいう。この項において同じ。）である場合であつて、当該市町村の合併が行われた日において合併市町村が市であるときは、当該市町村の合併が行われた日の属する年（当該市町村の合併が行われた日が一月一日である場合にあつては、当該日の属する年の前年。以下この項において同じ。）の翌年の一月一日において特定市町村である市である合併市町村の区域内に所在する市街化区域農地（地方税法 附則第十九条の二第一項に規定する市街化区域農地をいう。以下この項において同じ。）で当該市町村の合併が行われた日の前日において合併関係市町村（特定市町村である市を除く。）の区域内に所在する市街化区域農地であつたもの（以下この項において「特例対象市街化区域農地」という。）に対して課する当該市町村の合併が行われた日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度から五年度分（当該特例対象市街化区域農地が、一月一日において当該合併市町村以外の市町村の区域内に所在することとなった場合にあつては、同日を賦課期日とする年度の前年度までの各年度分）の固定資産税又は都市計画税については、当該特例対象市街化区域農地を地方税法 附則第二十九条の七第一項の規定の適用を受ける市街化区域農地とみなして、同法 の規定を適用する。

協議第28号 地方税の取扱いについて 参考資料

新市の固定資産税額と平成14年度税額との比較（網掛け部分は提案例）

単位：円

市町村名	菊池市	七城町	旭志村	泗水町	合計	
固定資産税率	100分の1.6	100分の1.4	100分の1.4	100分の1.4		
平成14年度 税額	土地	467,196,000	65,916,000	51,626,000	120,458,000	705,196,000
	家屋	688,480,000	151,058,000	136,036,000	338,147,000	1,313,721,000
	償却資産	285,210,000	57,676,000	112,804,000	193,786,000	649,476,000
	合計	1,440,886,000	274,650,000	300,466,000	652,391,000	2,668,393,000
菊池市： 税率100分の1.5 3町村： 税率100分の1.4 の場合の試算税額	土地	437,996,000	65,916,000	51,626,000	120,458,000	675,996,000
	家屋	645,450,000	151,058,000	136,036,000	338,147,000	1,270,691,000
	償却資産	267,384,000	57,676,000	112,804,000	193,786,000	631,650,000
	合計	1,350,830,000	274,650,000	300,466,000	652,391,000	2,578,337,000
税率100分の1.6 の場合の試算税額	土地	467,196,000	75,333,000	59,001,000	137,666,000	739,196,000
	家屋	688,480,000	172,638,000	155,470,000	386,454,000	1,403,042,000
	償却資産	285,210,000	65,915,000	128,919,000	221,470,000	701,514,000
	合計	1,440,886,000	313,886,000	343,390,000	745,590,000	2,843,752,000
税率100分の1.5 の場合の試算税額	土地	437,996,000	70,624,000	55,314,000	129,062,000	692,996,000
	家屋	645,450,000	161,848,000	145,753,000	362,300,000	1,315,351,000
	償却資産	267,384,000	61,796,000	120,861,000	207,628,000	657,669,000
	合計	1,350,830,000	294,268,000	321,928,000	698,990,000	2,666,016,000
税率100分の1.4 の場合の試算税額	土地	408,797,000	65,916,000	51,626,000	120,458,000	646,797,000
	家屋	602,420,000	151,058,000	136,036,000	338,147,000	1,227,661,000
	償却資産	249,559,000	57,676,000	112,804,000	193,786,000	613,825,000
	合計	1,260,776,000	274,650,000	300,466,000	652,391,000	2,488,283,000

新市において菊池市税率1.5% 3町村1.4%の場合	B - A	90,056,000円 の減収
新市において税率1.6%の場合	C - A	175,359,000円 の増収
新市において税率1.5%の場合	D - A	2,377,000円 の減収
新市において税率1.4%の場合	E - A	180,110,000円 の減収

協議第28号 地方税の取扱いについて 参考資料

項 目			菊池北部4市町村の状況 (平成14年度決算値)				
			菊池市	七城町	旭志村	泗水町	合計
個人市町村民税(人数)			均等割				
法人市町村民税 (法人数)	1号法人	資本金等が50億円を超える法人で 従業者数の合計が50人を超えるもの	0	1	0	2	3
	2号法人	資本金等が10億円を超え50億円以下 従業者数 50人を超えるもの	2	3	1	1	7
	3号法人	資本金等が10億円を超え 従業者数 50人以下のもの	22	6	6	4	38
	4号法人	資本金等が1億円を超え10億円以下 従業者数 50人を超えるもの	5	4	3	1	13
	5号法人	資本金等が1億円を超え10億円以下 従業者数 50人以下のもの	21	3	7	8	39
	6号法人	資本金等が1千万円を超え1億円以下 従業者数 50人を超えるもの	8	4	1	10	23
	7号法人	資本金等が1千万円を超え1億円以下 従業者数 50人以下のもの	92	15	20	29	156
	8号法人	資本金等が1千万円以下 従業者数 50人を超えるもの	8	0	0	2	10
	9号法人	1号から8号以外の法人	422	62	52	162	698
	計			580	98	90	219
軽自動車税 (台数)	50CC	1,000円	2,416	584	625	1,268	4,893
	90CC	1,200円	160	22	22	63	267
	125CC	1,600円	69	9	10	47	135
	ミニカー	2,500円	1	0	0	0	1
	二輪車	2,400円	264	62	41	149	516
	三輪車	3,100円	0	0	0	0	0
	二輪小型車	4,000円	206	65	56	164	491
	四輪 乗用 自家用	7,200円	3,737	841	742	2,191	7,511
	四輪 乗用 営業用	5,500円	0	1	0	0	1
	四輪 貨物 自家用	4,000円	4,343	1,110	1,114	2,101	8,668
	四輪 貨物 営業用	3,000円	35	8	4	29	76
	農耕用	1,600円	1,996	751	642	884	4,273
	その他用	4,700円	30	20	17	15	82
	雪上車	2,400円	0	0	0	0	0
計		13,257	3,473	3,273	6,911	26,914	

項 目		菊池北部4市町村の状況 (平成14年度決算値)				
		菊池市	七城町	旭志村	泗水町	合計
個人市町村民税	均等割	15,701	3,873	2,934	9,623	32,131
	所得割	654,199	125,210	102,979	340,314	1,222,702
	計	669,900	129,083	105,913	349,937	1,254,833
法人市町村民税	均等割	62,570	15,454	11,212	22,916	112,152
	法人税割	165,599	33,080	52,813	85,739	337,231
	計	228,169	48,534	64,025	108,655	449,383
固定資産税	土地	467,196	65,916	51,626	120,458	705,196
	家屋	688,480	151,058	136,036	338,147	1,313,721
	償却資産	285,210	57,676	112,804	193,786	649,476
	計	1,440,886	274,650	300,466	652,391	2,668,393
特別土地保有税		483	1,871	0	0	2,354
軽自動車税		50,602	12,247	11,912	27,104	101,865
市町村たばこ税		166,313	23,048	26,939	66,949	283,249
入湯税		18,788	24,608	545	0	43,941
交付金		6,421	0	297	35	6,753
計		2,581,562	514,041	510,097	1,205,071	4,810,771

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目		地方税の取扱いについて		関係項目	特別土地保有税	
調整の内容		(6) 特別土地保有税 免税点については、合併時から5,000㎡とする。				
		現		況		
市町村名		菊池市	七城町	旭志村	泗水町	
市 町 村 別 内 容	納税義務者	土地の取得又は取得後10年を経過していない土地の取得者又は所有者				
	課税標準	土地の取得価格				
	税率	保有分	100分の1.4			
		取得分	100分の3.0			
	免税点	5,000㎡	10,000㎡		5,000㎡	
	納期	地方税法第599条第1項に定める納期限				
《参考》		特別土地保有税の免税点(地方税法第595条) ・人口50万人以上の指定都市 2,000㎡ ・都市計画区域を有する市町村 5,000㎡ ・その他の市町村 10,000㎡	特別土地保有税の申告納付(地方税法第599条) ・1月1日において規準面積以上の土地を所有する者に係る土地に対して課する特別土地保有税 その年の5月31日 ・1月1日前1年以内に規準面積以上の土地を取得した者に係る土地の取得に対して課する特別土地保有税 その年の2月末日 ・7月1日前1年以内に規準面積以上の土地を取得した者に係る土地の取得に対して課する特別土地保有税 その年の8月31日			

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目		地方税の取扱い		関係項目		たばこ税・鉱産税・入湯税					
調整の内容		(5)入湯税 ア 税率については、七城町の例により合併時から統一する。 イ 課税免除については、合併までに調整する。									
		現 況									
市町村名		菊池市		七城町		旭志村		泗水町			
市 町 村 別 内 容	市町村たばこ税	納税義務者		製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者							
		税率		旧3級品以外 1,000本につき2,977円							
				旧3級品 1,000本につき1,412円							
	納期		当月販売分につき翌月末日								
	鉱産税	納税義務者		鉱物の堀採の事業の鉱業者							
		税率		100分の1(ただし、一定の期間内に堀採された鉱物の価格の合計が200万円以下である場合は100分の0.7)							
		《参考》		H15年度課税対象者なし							
	入湯税	納税義務者		鉱泉浴場の入湯客							
		税率	宿泊	150円		150円		150円		150円	
			日帰り	70円		60円		-		-	
課税免除		<ul style="list-style-type: none"> ・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 ・中学生以下の修学旅行者 ・前3号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めた者 		<ul style="list-style-type: none"> ・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 ・七城町老人福祉センターに入湯する者 ・温泉交流会館及びふれあいプラザに入湯する身体障害者手帳1・2・3級及び療育手帳並びに精神障害者保健福祉手帳所持者 		<ul style="list-style-type: none"> ・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 ・専ら日帰り客の利用に供される施設、自炊用の簡素な施設、その他これらに類似する施設を利用するもので入湯する者 		<ul style="list-style-type: none"> ・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 ・利用料金が1,000円以下の、専ら日帰り客の利用に供される施設、その他これらに類する施設に入湯する者 			
《参考》		入湯税(地方税法) ・第701条 鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む。)に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとする。 ・第701条の2 入湯税の税率は、入湯客1人1日について、150円を標準とするものとする。									

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目		地方税の取扱いについて		関係項目		
調整の内容		(4) 軽自動車税 税率及び納期については、七城町、旭志村及び泗水町の例により合併時から統一する。				
		現 況				
市町村名		菊池市	七城町	旭志村	泗水町	
市町村別内容	納税義務者	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車の所有者				
	賦課期日	4月1日				
	税率	原動機付自転車	ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下(工に掲げるものを除く)	年額1,000円		
			イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの	年額1,200円		
			ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの	年額1,600円		
			エ 3輪以上のもので、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの	年額2,500円		
		軽自動車及び小型特殊自動車	軽自動車 2輪のもの(側車付のものを含む)	年額2,400円		
			" 3輪のもの	年額3,100円		
			" 4輪以上のもので 乗用のもの 営業用	年額5,500円		
			" " " 家用	年額7,200円		
			" " 貨物用のもの 営業用	年額3,000円		
	" " " 家用		年額4,000円			
	" 専ら雪上を走行するもの		-	年額2,400円		
	小型特殊 農耕作業用のもの	年額1,600円				
	" その他のもの	年額4,700円				
2輪の小型自動車		年額4,000円				
納期		4月1日～同月30日	5月1日～同月31日	5月1日～同月31日	5月1日～同月31日	
減免		<p style="text-align: center;">公益のため直接専用すると認める軽自動車等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体に障害を有し歩行が困難な者又は精神に障害を有し歩行が困難な者が所有する軽自動車等(身体障害者で年齢18才未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む)で、当該身体障害者、若しくは精神障害者のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するものうち、市(町・村)長が必要と認めるもの(1台に限る) ・ その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等 				

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目	地方税の取扱いについて		関係項目	固定資産税
調整の内容	(3) 固定資産税 ア 税率については、100分の1.5とする。ただし、税率の統一については、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、合併の日の属する年度から平成21年度までは不均一課税とし、平成22年度から統一する。なお、不均一課税期間の税率は、菊池市については、100分の1.5、七城町、旭志村及び泗水町については100分の1.4とする。 イ 減免、課税免除及び不均一課税については、菊池市の例により合併時から統一する。 ウ 納期については、菊池市及び泗水町の例により合併時から統一する。 エ 菊池市及び旭志村の地籍調査後の課税地積については、合併までに調整する。			
市町村名	菊池市	七城町	旭志村	泗水町
納税義務者	固定資産（土地、家屋及び償却資産）の所有者（質権又は100年より永い存続期間の定のある地上権の目的である土地については、その質権者又は地上権者）			
賦課期日	当該年度の初日の属する年の1月1日			
課税標準	土地・家屋 （住宅用地）	基準年度の価格		
	（小規模住宅用地）	課税標準となるべき価格の3分の1の額		
	償却資産	課税標準となるべき価格の6分の1の額		
税率	100分の1.6	100分の1.4		
免税点	土地	課税標準額	30万円未満	
	家屋	課税標準額	20万円未満	
	償却資産	課税標準額	150万円未満	
減免	貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産			
	公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く）			
	市（町・村）の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産			
	その他特別の事情がある者の所有する固定資産	災害別の減免規程	その他特別の事情がある者の所有する固定資産	
畜産堆肥化処理施設の減免 菊池市税の災害による減免 基準に関する規則	畜産堆肥化処理施設の減免		畜産堆肥化処理施設の減免	
課税免除	菊池市工場設置奨励条例 (1)工場が公害を発生するおそれのないもの又は公害発生防止に必要な措置を講じているもの (2)工場の立地が当該地域の土地利用計画に適合するもの	七城町工場設置奨励条例	旭志村工場設置奨励条例	泗水町工場設置奨励条例
不均一課税	国際観光ホテル整備法による不均一課税			
納期	第1期	5月1日～同月31日	7月1日～同月31日	5月1日～同月31日
	第2期	7月1日～同月31日	9月1日～同月31日	7月1日～同月31日
	第3期	9月1日～同月30日	11月1日～同月30日	9月1日～同月30日
	第4期	11月1日～同月30日	1月1日～同月31日	11月1日～同月30日
地籍調査	調査中	済み	調査中	済み
地籍調査後の課税地積	地籍調査後の地積が、地籍調査前の登記地積より大きい場合は、地籍調査前の登記地積で課税	地籍調査後の登記地積で課税	地籍調査後の地積が、地籍調査前の登記地積より大きい場合は、地籍調査前の登記地積で課税	地籍調査後の登記地積で課税
参考	固定資産税の税率（地方税法第350条） 固定資産税の標準課税は、100分の1.4とする。ただし、標準税率を超える税率で課する場合においても、100分の2.1を超えることができない。			

市町村別内容

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目		地方税の取扱い		関係項目	法人市町村民税		
調整の内容		(2) 法人市町村民税 税率については、菊池市の例による。 ただし、税率の統一については、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、合併の日の属する年度から平成17年度までは不均一課税とし、平成18年度から統一する。					
		現 況					
市町村名		菊池市	七城町	旭志村	泗水町		
市町村別内容	納税義務者	市(町・村)内に事務所又は事業所を有する法人					
		市(町・村)内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で当該市(町・村)に事務所又は事業所を有しないもの及び市(町・村)内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者または管理人の定めのあるもの					
	税率	均等割	制限税率(標準×1.2)	標準税率			
			1号	3,600千円	3,000千円		
			2号	2,100千円	1,750千円		
			3号	492千円	410千円		
			4号	480千円	400千円		
			5号	192千円	160千円		
			6号	180千円	150千円		
			7号	156千円	130千円		
8号			144千円	120千円			
9号	60千円	50千円					
	法人税割	14.70%	12.30%				
	減 免	民法第34条の公益法人					
《参 考》	法人等の均等割の税率(地方税法第312条)		法人等の均等割の税率(地方税法第312条第2項)				
	1号法人 資本等の金額が50億円超 市町村内従業者数の合計数50人超	年額3,000千円	市町村は、前項に定める標準税率を超える税率で				
	2号法人 資本等の金額が10億円超50億円以下 市町村内従業者数の合計数が50人超	年額1,750千円	均等割を課する場合には、同項の表の各号の税率				
	3号法人 資本等の金額が10億円超 市町村内従業者の合計数が50人以下	年額 410千円	に、それぞれ1.2を乗じて得た率を超える税率で課				
	4号法人 資本等の金額が1億円超10億円以下 市町村内従業者の合計数が50人超	年額 400千円	することができない。				
	5号法人 資本等の金額が1億円超10億円以下 市町村内従業者の合計数が50人以下	年額 160千円					
	6号法人 資本等の金額が千万円超1億円以下 市町村内従業者数の合計数が50人超	年額 150千円	法人税割の税率(地方税法第314条の6)				
	7号法人 資本等の金額が千万円超1億円以下 市町村内従業者の合計数が50人以下	年額 130千円	法人税割の標準税率は、100分の12.3とする。				
	8号法人 資本等の金額が千万円以下 市町村内従業者の合計数が50人超	年額 120千円	ただし、標準税率を超えて課する場合においても、				
	9号法人 1号法人から8号法人以外の法人等	年額 50千円	100分の14.7を超えることができない。				
	民法第34条 祭祀、宗教、慈善、学術、技芸其他公益二開スル社団又ハ財団ニシテ営利目的トセサルモノハ主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得						

協議第28号 地方税の取扱いについて 参考資料

先進協議会の調整方針

合併協議会名	合併期日(予定)	協議項目名	調整方針	参考
宇土・富合合併協議会	平成17.1.1	地方税の取扱いについて	1 両市町において、差異のない税制等以下の税目については、現行のとおりとする。 【個人の市(町)民税、軽自動車等】	
			2 両市町において、差異のある税制等については、次のとおり取り扱うものとする。	
			(1) 法人等の市(町)民税については、市町村の合併の特例に関する法律第10条により、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年間の不均一課税を行い、その後宇土市の税率により調整する。	宇土市の税率 均等割及び法人税割 ともに制限税率
			(2) 固定資産税については、富合町の税率により調整する。 (3) 固定資産税の特例措置については、農村地域工業等導入促進法及び半島振興法に該当する地域の法人については宇土市の例により、上記以外で特例措置を適用する法人については、合併時まで調整する。	富合町の税率 100分の1.4
			(4) 過誤納金の返還制度等については、宇土市の例により調整する。	